

第七期第2回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 平成29年3月27日（月）：午後3時02分～午後4時25分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階1902会議室
- 3 出席者 八重田委員 荻野（陽）委員 中村委員 渡辺委員 小川委員 黒木委員 伊藤委員 椿委員 小場瀬委員 山根委員 小原委員（代理・南氏） 新妻委員（代理・北條氏）
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）第七期第1回 会議録の確認
 - （3）特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」（更新登録）の協議
 - （4）特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」（更新登録）の協議
 - （5）その他

1 開会

○会長

定刻となりましたので、第七期第2回福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、最初に、委員の出席状況につきまして、事務局、ご報告をお願いします。

○事務局

委員の出席状況につきまして、事務局からご報告させていただきます。

委員数14名のところ、12名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告します。

○会長

ありがとうございます。

それでは、第2回を開催いたします前に、前回、欠席されました委員の方もいらっしゃいますので、副会長、お名前をどうぞよろしくお願いいたします。

○副会長

よろしくお願いいたします。

○会長

そうしましたら、すみません、順番にお名前と一言、お願いできますでしょうか。

～各委員自己紹介～

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、協議に入ります前に、配付資料の確認を事務局の方でお願いいたします。

(事務局資料確認)

2 第七期第1回 会議録の確認

○会長

それでは、資料、皆様おそろいということですので、まず、初めに2月に開催いたしました第七期第1回運営協議会の会議録の確認をお願いいたします。

議事録につきましては、事前に送付しておりますけれども、何か、ご意見やお気づきの点がございましたら、ご発言をお願いいたします。

皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

○会長

特にご発言がないようであれば、この内容で確定させていただいて、委員の方のお名前を伏せた形で、区のホームページ上で公開させていただきます。ご了承ください。

3 特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」(更新登録)の協議

○会長

では、次に、特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」の更新登録の協議に入らせていただきます。

協議に当たりましては、まず、事務局から更新登録に際しましての変更点など、大まかな説明を行いまして、その後に団体の方に活動内容や補足の説明を行うような形で進めさせていただきます。

では、まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、次第の3、「移動サポートひらけごま」の登録更新についての説明です。

～資料2 特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」更新登録資料に基づき説明～

○会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」さんから補足説明などがありましたら、よろしくをお願いいたします。どうぞ。

○移動サポートひらけごま

「移動サポートひらけごま」と申します。よろしくをお願いいたします。補足説明は特にございませぬ。

○会長

そうしましたら、今の事務局の説明についてということになりますけれども、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

どなたか、いかがでしょうか。

○委員

意見ではなくて、補足説明がなかったので、委員の情報からの補足説明をさせていただきます。

ひらけごまさんは、福祉車両、大きい車両の方をお持ちなので、練馬区の中で福祉有償運送をやっている団体の中で、大きい車両を持っている団体が少ない中で活動していただいています。必要とする利用者さん、介護タクシーさんでもなかなか持っていらっしゃるんですし、ユニバーサルデザインの一般的なタクシーでも、電動車椅子とか、大きい車椅子が使われている方だと乗り込めない方もいらっしゃる中で、利用できるという部分では、これからもできるだけ続けていただいで、会員数がだんだん減ってはきているので、これからもぜひ活動していただきたいなというふうに思っている団体です。

○会長

ぜひ続けていただきたいというような活動をされているということでご紹介をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様から、何か、ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(なし)

○会長

ないようでしたら、申請に向けての協議は調ったものとさせていただきます。

それでは、ひらけごまさん、どうもお疲れさまでした。

(「移動サポートひらけごま」退席)

4 特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」(更新登録)の協議

○会長

それでは、引き続きまして、特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」の更新登録の協議に入ります。

先ほど同様、まず、事務局から更新登録に際しての変更点など、大まかな説明を行いまして、その後、団体の方が活動内容や補足の説明を行うような形で進めさせていただきます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、次第の4、「通院移送センタータンポポ」の更新登録について説明させていただきます。

～資料3 特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」更新登録資料に基づき説明～

○会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」さんからの補足説明などありましたら、よろしくお願いたします。どうぞ。

○通院移送センタータンポポ

特に補足等はございません。

○会長

そうでしたら、委員の皆様からご質問等、ございますでしょうか。

○副会長

資料3の1ページのところで総括表がございますけれども、その5のところで、以前、普通免許が6名だったのが、今回、普通が3名で二種免許が3名ということになっていますが、これは6名の方のうち半分の方が二種をお取りになったということでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

そうでございます。

○副会長

あれですか。なるべく二種を取るように団体としては勧めているということでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

はい。そのとおりでございます。

○副会長

やっぱり二種の方がより安全性が高くなるというお考えでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

それはないと思うのですけれども。

○副会長

それはない。そう。それは二種の方をなるべく取らせたいというのは、何か、理由があるのですか。

○通院移送センタータンポポ

二種というのは、運営協議会ではなくて、役所の方で講習をやられるではないですか。そちらの方も、これからうちのドライバーの方にさせたいとは思っているのですけれども。

○副会長

わかりました。

○会長

ほかに。ほかの委員の方から、何か、ご質問。

○委員

今の質問は、最初の6名は同じ名簿の人が3人二種免許を取ったのですかという質問だったのですけれども、そうではなくて、3人は入れかわったということですか。ではなくて。

○通院移送センタータンポポ

いや、違いますね。同じ人です。

○委員

その後、今、お答えになったのだと、運転者講習を受けさせたいというふうなお話し

やり方だと、前は持っていなかったみたいに聞こえてしまうのですけれども、前回の更新のときに、事務局の方で既に運転者講習の受講歴があるというふうになっているので、ちょっと答えはおかしかったかなというふうに感じました。

○通院移送センタータンポポ

ごめんなさい。

○委員

なので、誤解が生じてしまうので、それは違いますよね。ちゃんと受講はされてその資格を持っていたけれども、二種免を新たに取ってやられているということだと思います。

○通院移送センタータンポポ

そうですね、はい。

○委員

ありがとうございます。

それから、あわせて質問します。透析患者さんの送迎がメインでやられていると聞いているのですけれども、それ以外の方についても対象として動いていらっしゃるということでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

はい、そうです。

○委員

今、ここにある要支援の方というのは透析患者さん以外の方ということですか。

○通院移送センタータンポポ

透析患者の中にも要支援の方がいらっしゃいますし、その他の方でもいらっしゃいます。

○委員

チェックリストに出しているのは、要支援でチェックリストに載せられている方の中には透析患者さん、つまり障害者手帳を持っていらっしゃる方のリストもここに重複で入っているということですか。

○通院移送センタータンポポ

重複というか、要支援の方13名の内訳を出した方がいいということですか。

○委員

そういう意味ではなくて、重複してカウントされているのかどうかという部分で聞きたかったのですけれども。

○通院移送センタータンポポ

重複はしていませんけれども、その透析患者さんの割合を出すということですか。桜台クリニックの透析患者の中の要支援。

○委員

そういう意味ではないです。13名の要支援の人は透析患者がその中にいるのですか。

○通院移送センタータンポポ

います。

○委員

そうすると、イ、ロ、ハ、ニの手帳を持っている人だと思うのです、その人たちは。なので、イでもカウントができるのだけれども、どちらでカウントしたのかなというふうに

思ったのですけれども。

○通院移送センタータンポポ

ごめんなさい。ちょっと私の知り得る範囲ですと、その13人の中に桜台クリニックさんの透析患者様と、あとほかの方がいらっしゃるというだけしか私にはお答えできないのですけれども。すみません。

○委員

イでカウントできるなら、チェックリストを出さなくてもよかったのになと思っただけで、たくさん作業しているなというふうに思っただけなのです。

○委員

あわせてですけれども、5人一遍に乗せていらっしゃるけれども、これはどういった車両を使って。

○通院移送センタータンポポ

ワンボックスみたいな大きい車両です。どうしても透析患者様は、朝の送迎で、例えば練馬の光が丘のあたりからお一人乗せて、練馬の桜台クリニックまで来る間に、やっぱり3人、5人となることがたまにあります。

○委員

一度に、最初の方が乗って最後におりるまでの間は、所要時間は大体どのぐらいかかるのですか。

○通院移送センタータンポポ

大体40分から1時間ぐらいです。透析の患者さんなので、一人ずつ行って来いとやっていると、一人一人4時間ないし3時間半ステーションにいますので、病院としてはやっぱり早目に病院の中に入れてもらってとしないと、どうしても1回に3人から5人は乗せて回って病院に運ばないとちょっと時間的に間に合わないものです。一般の方のお客さんの場合は、自宅から普通は病院に行くわけで、それができるのですけれども、どうしても透析患者の人は、何十人、五、六十人といらっしゃいますので、時間的に間に合わなくなってしまいます。その点はコースを作り、4、5人乗せて来るということです。

○委員

前の更新のときに、平均乗車率というので、5人まで乗られることについては報告がなかったのので、随分多く乗せているなという印象を受けるのですね。

○通院移送センタータンポポ

それはそうですね。ただ、5人乗せるというのは、そんなにしょっちゅうではなく、やはり、練馬区内なのですけれども、遠方の透析患者様も増えてきてしまって、やむを得なくそうになってしまうのが現状なのですけれども、改善の見込みがあれば、患者さんにも負担をかけてしまうこともありますので。

○委員

車内では、添乗員さんみたいに、車内でぐあいが悪くなったことに対しての、運転者さん以外のフォローする人というのは一緒に乗られるのですか。

○通院移送センタータンポポ

ないです。お帰りの際は、その方についてヘルパーさんとかは乗るケースはありますけれども、基本的にはそれは乗らないです。

○委員

では、ヘルパーがついている人は一緒に乗ることが可能なのですか。

○通院移送センタータンポポ

そうです。一人まで。

○委員

直線距離というふうに差しかえの資料に書いてあるのですけれども、これは直線というか、直行した場合の距離ですか。それとも地図上の直線距離ですか。

直線距離とは、何か、駐車場のときに、駐車場とかの車庫証明を取るときの直線距離かなど勘違いされてしまうのですけれども、直行距離ということによろしいですか。

○通院移送センタータンポポ

はい、そうですね。

○委員

ありがとうございました。

○会長

今のご質問につきましては、「乗車時刻」「降車時刻」というのがありますけれども、この降車時刻が同じ時間の人というのは同じ車に乗っていたということ。

○通院移送センタータンポポ

そうです。透析の患者です。

○会長

そうですね。多分、そうすると、一番多いのは、この2月27日に、8時27分に到着した方が5人いらっしゃるの、この方はこの1台で乗って、同じ8293という車は、8時27分にこの5人の方をおろしてから、一番最後に書いてある9時20分の方を迎えに行って、9時26分にご降車ということなので、2往復というか、そんなふうに見ればよろしいということなのですね。

○通院移送センタータンポポ

そうですね。回るコースが違いますので。

○会長

そうなのですね。ちょっと私も今日の会議の前に、これをどう見たらいいのかというのがよくわからなくて、この複数乗車の内訳書のところも、この距離や料金体系はどういうふうになっているのかなと思って。

それで、聞いてみて、ちょっと確認をさせていただいたら、実際に迂回して、いろいろな人を途中で拾ったとしても、最初に乗った人は全部のこの距離ではないですよというようなことをお聞きしたので、だったらそういうふうには書かないと内訳書はわからないのではないのかということで、今回、差しかえのものをつくっていただいたのですけれども。

伊藤委員がおっしゃるように、料金体系的には、ぐるっと回ったとしても直行したときの距離数でカウントしているということではあるのですが、ただ、やはり時間数を見ますと、2月24日の一番遠い方が59分、2月27日の一番長い方が51分ということですので、やっぱり透析患者さんにはちょっと時間が長いのかなというような気はいたしますね。

ちょっとそのところは、恐らく前回の更新のときにも話題になったのかなというふう

に思っているのですけれども。

○通院移送センタータンポポ

朝は混んでいますので、普通に行っていっても、そのぐらいの時間はかかります。

○会長

もう、しょうがないよということではなく、それについては、現実問題として今すぐ対応できないというところはあるかと思えますし、必要があって皆さん利用されているとは思いますが、できるだけ患者さんの負担にならないような方向を目指すのは目指していただきたいなというふうに思っていますので、そこは私からもお願いさせていただきたいなというふうに思っております。

もう、そのところは、どんな工夫がされるかというところは、ぜひ、タンポポさんの中でもちょっと模索していただけたらありがたいなというふうに思います。透析患者さんは、やっぱり一回こっきりの話ではなくて、続く話ですので、そこら辺はちょっと配慮していただくように、ぜひ、私はお願いしたいなというふうに思います。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

あわせて、実績報告で、直近20件でお出しいただいているはずなのですが、車両番号では、3台分の車両しか実績報告がなくて、登録車両については11台なのですが、残りの8台はどういう動きをして。動いていないのですか。

○通院移送センタータンポポ

ドライバーさんがちょっと今少し欠けてしまいまして、車がそれ以上ある状況になってしまっているのですけれども、稼働していない車もあります。

○委員

直近20件については、3台しか動いていないのですか。

○通院移送センタータンポポ

3台ということはないのですけれども、大体5台ぐらい動いていますけれども。

○委員

5台動いているのであれば、一日で、多分、全部、20件分が埋まったのではないかなと思ったのですけれども、利用者の数からいくと。

○通院移送センタータンポポ

そうですね。

○委員

でも、三日間分が入っているので、データがおかしいのではないかなと思うのですけれども、どういう感じですか。

○通院移送センタータンポポ

確かにデータがちょっとおかしい。私も見たのですけれども、ちょっと足りない感じがしていたのですけれども。

○委員

足りないですよ。ちゃんと報告をしていただかないと、運営協議会を軽んじているように感じられるので、そこはちゃんとしていただきたいと思うので、もう一回、事務局、

調べていただけないでしょうか。

○事務局

わかりました。

○会長

ここに提出されているものは事実、これが間違っているということではなくて、直近20件はこれではないということなのですか。

○委員

一日か二日で20件いきますよね。往復で、もういくでしょう。

○通院移送センタータンポポ

ええ。

○委員

違いますよね、データ。

○通院移送センタータンポポ

そうですね。

○会長

データが違うということになってしまうと、ちょっとこちらの方で、今、審査をするに当たって、事実と違うものをベースにして協議しなければいけなくなってしまいますので、これはちょっと皆様に提案ですけれども、本来であれば、きちんとお出しただいて、それで審議をしたいと思っておりますけれども、今ちょっと年度末になっていて、また改めて開催というのなかなか現実的には厳しい状況ではあるかと思っております。

追加の資料を、ここで差しかえという形になろうかと思っておりますけれども、必ずお出しただくということと、各委員の方にはお送りさせていただいて、その内容をもってご確認をいただいて、提出していただくことを前提に、条件付でという形で資料を求めるという形をさせていただきたいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

改めて、今日、ここで審議を中断するということになりますと、ちょっと厳しいかなと思っておりますので。

○委員

書面協議をしていただくか、もしくは、これ以外、報告がちゃんと出されること以外の、安全が担保されているという部分について、きちんと、ほかの資料について、皆さんに、大丈夫だというご確認をいただくことと、あとは事務局さんについても、もうちょっとちゃんとしてほしいのです。それをさせていただけるのであれば、書面協議にするのか、これ以外についてはいいので、更新してもいいよとするのかについて、今、ここで委員さんがそろっている中でご判断いただきたいと思います。

○山根会長

今、委員からご意見をいただきましたけれども、もちろんこの資料の差しかえになるもの以外については、今日、この場で審議していただきたいと思いますので、先に、まず、ほかの点についてご質問、ご意見がある方は、まず先にそちらをお伺いしたいと思います。

○委員

6ページと7ページの料金表がありますね。確認は、一つはタクシー料金については間

違いはないですねというのが一つと、それからもう一つは、例えば、私もちょっとどういうふうを読むのかなと思いつつながら、7ページのところで事業所より2キロメートル離れた利用者宅に迎えに行き、そこから5キロメートルの距離にある病院まで行った。その後、病院より4キロの距離にある事業所に戻った場合、福祉車両使用、乗降介助は運転手が行った、こういう条件で、まず、運送の対価が500円ですね。

これは、運送の対価、運送は5キロの件をいうのですか。迎えに行った場合、迎車を、「利用者宅に迎えに行き」というのは、これは料金に入らない。入るのですか。

○通院移送センタータンポポ

迎車料金に入ります。

○委員

それで、その次に5キロの距離にある病院まで行きましたと。これはもちろん料金に入りますね。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

帰りの4キロも入るのですか。

○通院移送センタータンポポ

帰りは入らないです。

○委員

帰りは入りませんね。そうすると、2キロ、最初の、福祉車両の料金表が6ページにありますよね。6ページの上から、「距離制」のところですよ、これは多分。

初乗り2キロまで110円でいいのですね。それから以降、1キロごとに130円加算。

そうすると、2キロまでだから、迎えに行った距離は2キロですから110円でいいのですね。そこから5キロ、病院まで5キロですから。そうすると650円。そうすると110円と650円を足し算をするのではないかと思ったりもしたのですけれども、500円でいいのですかというのが一つと、例えば。

それから、もう一つ。迎車料金300円というのがありますよね。そうすると、迎車料金表を見ると、6ページの2の運送の対価以外の対価で迎車回送料金。

2キロ未満300円、2キロ以上400円で、これは2キロというのは以上か未満かということで考えると、未満であれば300円でいいと思うのですけれども、ここがちょっと難しいところに距離が書いてあるなと思ってね、一つ。

介助料は、乗降介助ですから300円、これは入る。これと、そういうふうに考えていくと、私、料金体系をどういうふうに計算するのかよくわかりませんが、このせつかく書いていただいた例1、例2、例3というのは、本当に全部正しいのかどうか。

多分、チェックされているとは思いますが、一度、間違いはないかどうか、もう一度チェックされておいた方がいいだろうなという気がするのです。

それと、ひょっとしたらタクシー料金も変わっているかもしれないので、これは最近のやつをどこかで確認されているとは思いますが、この料金体系で正しいのかどうか、もう一度、見ておかれた方がいいだろうなと。

あわせて、差しかえもされるというのであれば、万一訂正するということがあれば、そ

のときに一緒に訂正してもらえばいいと思いますけれども、ということです。

○会長

タンポポさん、今の件の、例えば今話題に挙げた例1のところの、この書いてある金額について、こういうことだからここがこの金額なのですよというご説明をしていただけますか。

○委員

10円の端数がついていたらね、どう考えても、そうすると、どこかで端数が出ざるを得ないのではないだろうか。500円でおかしいとは、なかなかならないのではないかと思ったりもするのです。

○委員

福祉車両だから計算が合っていると思いますよ。2キロ110円で、3キロがプラス、2キロまで110円なので、1キロ足すと3キロは240円で、4キロが130円足すから、370円で、5キロは130円足すから、500円になる。

○委員

そこから5キロというのは、だから、最初に計算した。

○委員

そこから5キロなので、利用者さんが乗ってから病院までの合計額で。

○委員

だから、最初の事業所より利用者宅に迎えに行ったというのは。

○委員

そんなに必要のない情報なのです。

○委員

5キロの料金を言っておられるのですね。それは、委員のご説明でわかりました。

○委員

距離制なので、乗車から降車でいいのですよね。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

ただ、迎車料金だけはちょっとどちらかな。

○通院移送センタータンポポ

2キロという場合には迎車代は300円。それ未満の場合には迎車代は取らない。

○委員

6ページのと違う説明をしたから、また、ちょっと誤解を生むから、もう一回、冷静になって説明してください。

○会長

2キロ未満というと2キロは入らなくて、2キロ以上というと2キロが入るので、ここに2キロ離れたと書いてあると、2キロ未満なら話はつじつまが合うのですけれどもね。ちょっとつじつまが合わないですよ。

○委員

今は、2キロ未満はとらないと今言ってしまったから、わからなくなりました。

○会長

これは、2キロ未満は300円と書いてありますけれども、この金額がこの例1に入っているということなのですよ。

○委員

だから、2キロまで300円、2キロ超400円とか。だから、こういう料金体系にしておけば、そんなにあれにならないのだね。

○委員

通ってしまっているやつだから。

○会長

だから、ここの例1の「2キロ離れた」と書いてあるのが、例えば1.8キロとかだったら別にこれでよかったのしょうけれども、2キロと書いてしまっているから、例が。そういうことなのしょうけれども、500円についてはかわりに委員が説明してくださったのでわかったと思うのですけれども、ご説明は、本来であればタンポポさんがしなければいけない話なので。

○委員

実際に2キロ離れたお宅に迎えに行っているときは、現実には300円取っているということですか。

○通院移送センタータンポポ

2キロ以上ですか。

○委員

実際に、本当に2キロのお宅があったとしますよね。そこに行くときには300円をいただいているということですか。

○通院移送センタータンポポ

それはいただいているのです。

○委員

300円をいただいている。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

言葉尻ですけれども、未満だと2キロは入らないということになってしまうのですよね。

○委員

400円になってしまうね、以上ということになると。

○会長

言葉の定義としては、「未満」は入らない、「以下」は入る、「以上」は入る、「超える」は入らないと、それはもう日本語の言葉の意味なので、「未満」といったら入れてはいけないので、2キロぴったりだったら2キロ未満ではないですから、2キロ以下なら2キロぴったりは入りますけれども、そこは、多分、ぴったりということはほとんどないでしょうけれども、そこはタンポポさんの方で言葉と運用がきちんと合うようにしてもらってくださいね。

あとは、利用者さんに対しての料金の説明というのも、あくまでも乗車していただく前

に説明しなければいけないわけですから、今、皆さんから指摘があったことというのは、新しく利用される方にもきちんと説明をした上でご利用いただかなければいけないので、もう一度、タンポポさんの皆さんの中で料金の説明についてきちんと統一感を持って説明できるように、ここについているこのレジュメも、事務局としてももうちょっときちんと見て精査すればよかったかと思います。これについてもちょっと見直しを図るなり、その辺はきちんとしたものにしていくように努力してください。お願いいたします。

○委員

タクシーの運賃料金の迎車料金なのですが、こちらは500円というものなのですけれども、基本的に一般タクシーだと高くても410円というのが迎車回送料金、この地域だとやっぺららっしゃるので、500円というのはどこから出てきたのかなというのがちょっと疑問に思いました。

その他の1,770円というのは、恐らく初乗りを短縮した後の運賃を計算しても大丈夫かなとは思いますが、迎車料金に関しましては、500円というのはちょっとわからなかったかなと。

○会長

タンポポさんの方で説明できますか。

その下に、比べる形で載っているタクシー運賃料金のところの記載の根拠ですね。

○委員

事務局の方できちんと見てもらった方がいいのではないですか。

今、なかなか難しいと思うので、ここで回答、タクシー料金は正しいですかというのを取り上げるのはね。

○委員

タンポポさん、いいですか。すみません、これをつくっていただくときに、一般的にはタンポポさんの周りで、要は、主に目的地とする場所の近くで走っているタクシー事業者さんとの比較表をつくるのが一般的なですね。ですけれども、以前の更新のときもこれを出して通ったということで、それを焼き直しただけなのですかね。

○通院移送センタータンポポ

いや、そうではないと思いますけれども。

○委員

新たにつくったのですか。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

多分、前回のときはここで私たちひっかからなかったし、タクシー事業者さんも、あと二人も来ていたので、3人以上は来ていた。だから、そこでひっかからなかったので、前回のときは、その迎車料金については、それなりの400円ぐらいで出されていたのではないかなと思うのですけれども、500円は余りないのですよね。この地域だと、大体、その当時で400円だったので。

だから、500円というのは、多分、6ページのところの一般的な運送の対価との比較表の、参考で書いてある部分の上限で書かれたのかなとは思っているのですけれども、余り地域

の実情に即していないと、ちょっと、別に運賃の比較だけなので、迎車料金は参考にしかないのですけれども、でも、やっぱり何か比較して見せると余り印象はよくないから、やっぱり地域の実情に合った数字で比較していただきたいなと思います。

そこは作弄的なところではなくて、ここをただ使っただけなのだなというふうに、現場はそうは思っているのですけれども、やっぱり印象は余りよくないから、地域の実情に合った比較表で見せてほしいなと思います。

○委員

これは、参考資料とか実績の部分は、登録の直接の書類ではない部分なのだけれども、こうしてちゃんと出されている以上、チェックを入れざるを得ないわけです。

その内容がこうして不十分な状態だと、そこから不信感や大丈夫かなというふうな気持ちになってしまうわけです。その状態で協議成立とするのはちょっと怖いなというか。今話題になっている書類は、登録更新時に支局さんに提出する書類とは別物の話なのです。しかしながらやはり、運営協議会に一回上がってきたということになってしまうと、ここでは判断の参考にせざるを得ないということになってしまっていて、現状でいえば、ちょっと団体として大丈夫かなというクエスチョンマークが出てしまうわけですよ、我々の立場からするとね。

更新して大丈夫かいなと思うわけですね。だから、そこはちょっと事務局さんとか、支局さんと協力していただいて、こういうミスというか、突っ込みどころを残しておかないでほしいなということをしごく今日は感じました。

質問に対しても、お答えの仕方が足りないというか、お宅がつくったのですかと聞きたくなっちゃうよね。誰かにお願いしてつくってもらったのですかと聞きたくなってしまうような答え方をされてしまうと、どんどん不信感が湧いてきてしまうので、そこら辺、事前にきちんと書類の中での矛盾がないこと、そういったことに対して答えられるように考えておくことというのが大事かなと思いますね。

非常に難しい、現状では、それは果たして書類でもってオーケーを出していいのだろうかという、ちょっと疑問さえ湧いてしまうという状況ではありますよね、残念ですが。

○会長

ありがとうございます。

ただいま、荻野委員がおっしゃったところというのが、道路運送法の施行規則の第51条の15の第3項に書いてあるところだと思うのですけれども、ちょっと私もこれが気になっていたのですけれども、第3項を途中から読みますけれども、福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ運営協議会において協議が調っていること。

つまり料金体系についてきちんとご説明をいただいた上で、この協議会での協議が調っているということが少なくとも必要であるということと、あと、もう一つ、先ほどのところの透析患者さんの件に関しては、そういったことになっているところに加えて、複数の方を乗車させているということについて、運営協議会の合意がされているというようなこともやはり必要になってくるので、料金の体系であるとか、何人まで乗せるからこのぐらい時間がかかっているというようなことも、いたし方ないのかどうなのかということ

も含めて、こちらの運営協議会の方で、それが協議が調わないといけないという形になっているのですが、ご質問というところのレベルに今とどまらずに、ちょっと資料として、もう一回、差しかえというものがちょっと多過ぎるのかなというふうな気が私もしていません。

先ほどのところに戻りまして、ほかのところが一ヶ年なのであれば、条件付ということではいかがでしょうかという話をしましたけれども、ほかのところが一ヶ年であればということが、今、ちょっとそうでもないなという感じがしてきているのです。

ちょっとこの価格表にぴったり合った形のこの例になっていないですし、その説明については先ほど伊藤委員が変わって説明してくださいましたが、ちょっとそのところが、ご質問が当事者の方からきちんとすぐにされなかったということがちょっとひっかかるのかなと。

あとは、タクシー料金が本当にこうなのかなということが、比較として出されているのですけれども、これは本当にこれなのということが、今、ちょっと疑問が呈されているというところがあります。

ですので、こちらについてはもう一度作り直していただきたい、出し直していただきたいというところを、今、感じています。

その上で、また続いて審議をしていただきたいと思っておりますけれども、ほかにもないのかどうかを確認させていただきたいと思うのですが、ここでタンポポさんに対して質問したいことを出し切らせていただいて、その上で、今、確認をさせていただきたい、作り直していただきたいというお話をした、少なくともこの資料の7ページと8ページについて、改めて正しい20件のものを8ページとしては出していただく、あるいは7ページについては、ちょっと正しい金額を調べていただいて、近隣のタクシー事業者さんなり、もう一回出していただくということで、そのときに皆さんにまた改めて差しかえの資料を送って、書面なりで、いいですよという回答をいただいた時点で改めてまた集まっていたということとはしたくないので、これ以外のところについては、今日、審議を尽くしていただいた上で、7ページ、8ページについては、差しかえの資料を送っていただき次第、事務局の方から委員の皆様にお送りして、それで協議を調えることについて了解するかどうかということを確認させていただきたいかと思っておりますけれども、進め方としてはいかがでしょうか。そのような形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(はい)

○会長

そうしましたら、今、ちょっと保留にさせていただきたいというふうに申し上げましたところが、6ページに書いてあるこの運送の対価等比較表のところを書いてある、ここに書いてある金額、距離制のところ、それから運送の対価以外の対価のところを書いてあるものを、これが料金表なわけですから、これにきちんとした形のものを7ページをもう一回書いていただいて、かつタクシーの運賃、料金についても、近隣のものをもう一回調べさせていただきということと、裏面の8ページについては、先ほど伊藤委員からのご指摘がありましたけれども、もっと車を動かしているのであれば、これが直近20件ではないのではないのですかという意見に関しては、恐らくそうではなさそうなお答えでしたので、これ

を直近の20件に変えていただくということで、資料の7と8を再提出をお願いしたいと思います。

ほかに、委員の皆さんから、もう質疑、質問に関しては今日だけにさせていただきたいと思いますが、ほかに、さらに質問されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○委員

31ページなのですがすけれども、事故件数、25年度でして、「3件接触事故がございました」とありますが、これはどういった事故か、おわかりですか。

○通院移送センタータンポポ

ごめんなさい、25年度ですか。

○委員

はい。実は自損事故とかであれば恐らく大丈夫かとは思いますが、自家用有償運送で更新登録をする際に、本当に重大事故とかを起こしていらっしゃると、更新の期間が2年になったりするのです。ですので、ちょっと接触事故ということだったので、確認しておきたかったなといったところでして。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

では、私どもの方で把握している限りでご報告いたします。

25年度の事故3件ですけれども、まず、1件が、駐車場からバックで路上に出ようとした際に車と接触事故を起こしたというものです。

もう1件は、これは駐車場で車のドアを開けた際に隣の車の側面に接触してしまったというものです。

もう1件が、こちらはお客様を移送中に、マンションの近くの電柱にバックで接触してしまったというものです。こちらは、ちょっとお客様のけがもあったということでよろしいでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

そうですね、3件目にお話しいただいたやつは、乗っていた方がおけがされたのは事実です。

○副会長

けがというのはどの程度のけがでしたのですか。

○通院移送センタータンポポ

バックしていて電柱にぶついたのですけれども、そのときのドライバーに確認したときは、見た目のけがはなかったという報告は受けているのですけれども、ただ、その方が半年ぐらい、多分、通院はされていたと思うのですよね。

でも、そのドライバーにその当時の状況を聞いたときには、見た目のけがとか、そういうのはちょっとわからなかったということなのです。

○副会長

そういう場合はあれですか。保険とか、保証とか、そういうのはいかがでしたか。

○通院移送センタータンポポ

当社で入っている任意保険の方でお支払いさせていただきました。

○山根会長

どんなけがだったのですか。

○通院移送センタータンポポ

やっぱりその当事者のドライバーが、週に一回病院に半年ぐらい続けて送っていたりしたのですけれども。

○会長

いや、きっと診断書とかなんとかというのはあったでしょうから。

○通院移送センタータンポポ

診断書はないから、何か月かちょっと。

○会長

見た目はわからなかったというと、例えば、何か、外からわからないような、例えばムチウチみたいなものだったのか。

○通院移送センタータンポポ

恐らくそういったあれだったと思います。

○会長

今は明確なものはお持ちではないのですか。どういったおけがをされたかというのは、はっきりしたことは、今は。

○通院移送センタータンポポ

恐らくムチウチみたいな症状だったと思うのですけれども、ただ、私もその方と二、三度はお会いしたことはあるのですけれども、本人はそうは言っていましたけれども、ただ、やっぱり実際どこが悪いのかなという感じは見受けることはできたのですけれども。

○会長

そうですね。保険で対応されたということなのですね。わかりました。

ほかにご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○委員

今の話ですけれども、やっぱり当時の運営協議会でどういうふうに話があったかわからないけれども、重大事故というものでいくと、何か月以上通院したというふうな、もしくは入院したというふうなことがあると重大事故にかかわってきてしまって、更新の年限が変わってきてしまう。今の話だと、ちょっと危ういところですね。

当時、どういうふうに、この運営協議会にあったかわからないけれども、今の話を聞く限りにおいては、本当は更新2年になるぐらいの話かなとちょっと思ってしまったりのことです。

これもちゃんと報告があったのかどうかというのを、当時の運営協議会においてですね、どうだったのかなとちょっと思っていました。

○会長

この事故は、前回、更新した後に起きた事故ということですね。

前回の更新は3年前ですか、事務局。

○事務局

はい。

○会長

ですから、前回の更新の後に起きた事故というのが今回書いてあるこの3件ということ
でよろしいのですね。

○委員

25年、3年前。前回は26年3月に申請を行っている。

○会長

では、その後、これの事故の後に更新しているということなのですね。

○委員

その年度。同じ年度に。

ということは、そのときには運営協議会に報告がなかった。運営協議会の後の25年度
ということですか。

○会長

でも、3回ですからね。

○委員

事務局にどういう形でその報告がされて、事務局がというか、運営協議会がまずそれを
把握していなくてはいけないと思うのですけれども、それはいつその資料は提出されたの
か、事務局がどういうふうにされたのかと、まず、事務局の最初の対応がどうなっていた
のかということの問題が一つと、あと、ルールについて団体がちゃんと把握していないの
で運輸支局に報告していなかったということなので、二つだと思うのですけれども、事務
局さんはいつ把握されたのですか。

○事務局

事故があったという話を伺ったのは、その25年度の実績報告を受けた際、つまり26
年の5月末までの間という。運営協議会が終わってからということになります。

○会長

前回の運営協議会のときには、事故についての報告は上がってなかったということなの
ですね。

○事務局

そうですね、その時点では。ただ、本来であればリアルタイムに事故報告はいただくべ
きものでしたので、そのあたりは事務局が完全に把握できていなかったというのは手前ど
ものミスであるということですよ。

○副会長

先ほどおっしゃっていた重大事故の定義というのは、何かあるのですか。

○委員

重大事故の定義というのは、事故報告規則というところに該当するかどうかというところ
なので、すみません、諳んじて申し上げることがなかなかできないのですけれども、基
本的には、当然、死者とか、あとは重傷者、重傷者というのも程度があって、ばらばらで
はあるのですけれども、14日以上入院されていらっしゃる方とかですね、一日でも入院
されて、例えば全治1か月以上とかですね、そういった基準はございますので、今回、ち
よっともう25年度の話で、多分、データとかもなかなかない状況で、我々として3年を2
年にするというのはなかなか今の状況だと難しいところではあると思いますので。

ただ、そういう事故があったときには、事務局に報告とかですね、この申請書の中にも運行管理体制というのを、運行管理体制というか、管理体制図をお出しいただくようになっておりますので、事故が起きた際には、必ず事務局とか、あとは運輸支局の方にもご報告をいただければと思います。

○会長

タンポポさん、よろしいですか。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○会長

申告していただかないと把握できないわけですから、そこはルールにのっとった形で、その後、今年度も含めて事故はないと思ってよろしいですか。

その後、事故はこの三つの接触事故の後は、接触事故とっていいのかどうか、事故の後はないということですが、今後、万が一のときには速やかに報告するという体制がルール化されているはずですので、ルールにのっとってやっていただくということはお願ひいたします。

ちょっとお願いが多いかなと思いますけれども、きちんと記録をしておいていただいて、今のことについてはお約束していただいたというふうにこちらの運営協議会の中でも記録にとどめますので、それは守っていただくようお願いいたします。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○副会長

よろしいですか。

多分、今おっしゃった13ページにある(ウ)の運行管理・整備管理に係る指揮命令系統というのがちょっとありますけれども、多分、これしきで指揮系統があつて、普通、軽微な事故なり、多少、軽微ではない事故が起こった場合に、指揮系統としてどうなっていたかということと、その事故を起こした方に対して、この指揮系統の責任者がきちんと指導するというのが非常に重要、交通運行管理の場合、非常に重要なので、処罰の対象にならなくても、指導するということが非常に大切なので、普通は。

だから、あれですよ、そういう指導をちゃんとしましたという、どういう指導をしたかというのを。

○山根会長

14ページに、事故対応の責任者の梅田さんから、地域公共交通会議(又は協議会)・運営協議会、運輸支局(又は指定都道府県等)というところで、報告を入れると矢印が出ていますので、本来、何か事故があったときには、こちらの梅田さんの方から報告が上がるという仕組みにこの中ではなっていますので、それはきちんと文字で書くだけではなくて、実行していただくようお願いいたします。

○副会長

逆に言うと、本来はそれを出してないといけないことになるのかな、理屈の上では。事務局はどうなっているのですか。特に報告は受けてないのかな。

○事務局

基本的には、運輸支局に報告していただいているものをこちらにも参考でいただいているという立場でおったつもりであります。

○会長

3件について、写しをもらっているということですね。

○事務局

写しを、最近になって、正直なところ、いただきました。

○会長

最近になって。そうですか。

○委員

事務局に質問します。25年度の報告のときに事故があったのだけれども、最近、報告をもらったのですか。

○事務局

正直に申し上げますと、すみません。

○委員

なぜもらうのがそのタイミングなのかな、よくわかりません。運営協議会というのを、事務局もちょっと軽く思っているのではないかな。一生懸命、私たちはやっているから、ちゃんとやってほしい。ちょっとたんでいることが多いかなと思うので、そこはしっかりとチェック体制を事務局がまずちゃんとしてくれないと、やっぱり一生懸命、運行団体はやっているの、その中でひたすらにやっていて、忘れてしまうところもあると思うのです。

そこをやはり、指導監督義務は全部は運営協議会の中にはありませんけれども、でも、やっぱりもう長年やっているのですから、そこは団体は長年やっているのだからもっとちゃんと勉強してほしいとも思いますけれども、事務局もきちんと、異動があったから、私は初めてなのだというわけではないのですから、きちんとやっていただかないと困るなというふうに思います。

○会長

それは、ご指摘のとおりなので、はい。

今後、そちらのところは、まず、運輸支局さんの方に報告というのは速やかにしなければいけないけれども、その件については、一報が入った段階で、事務局の方も早く支局さんの方に報告してその写しをいただくというところについては、ほかの仕事もありますけれども、速やかに確認をとるということを今後は励行していただくようにお願いします。

○委員

7ページの比較表の事例についてですけれども、漠然としたものではなくて、実際の利用者さんのケースをちゃんと載せるようにしてください。

実際に利用者さんから迎車料金を幾ら取っているのか、介助料金を幾ら取っているのか、迎車分の負担何キロかというのについても、本当の、実際の事例を出していただかないと、ちゃんとした現場の動きがわからないので、作文しているわけではないの理解したいので、実際の事例を入れていただけますでしょうか。

○委員

ごめんなさい、例というのは、区でつくったものですか、この7ページ。

○会長

7ページの事例は、これは作成されたのはタンポポさんでよろしいですね。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○会長

では、タンポポさんは実際に利用されているお客様の実態に合っているものを現に取り上げてつくっていただきたいという。

○委員

でないと、多分、動きがわかりづらい。

○会長

恐らく、実態に即して例をつくっていけば説明もスムーズにできると思いますし、今回は書類の審議にさせていただきたいと思いますけれども。それはタンポポさんの中でこれをつくり直すときに現実的なものを載せていただくようお願いいたします。

その他の質問、委員の皆様からございますでしょうか。

○委員

運転者が少ないというふうにさっきお話があったのですが、実際、今は6人ではなくて、もっと少ないのですか、動いているのは。

○通院移送センタータンポポ

6名です。

○委員

車両については、曜日や、時間帯によってお体の状態がいろいろなので、使いかえているということでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

そうですね、はい。

○委員

ということは、今度、上がってくる直近20件の中には、6名の。

今、車両だけでしか分類ができなかったのでしたっけ。

○通院移送センタータンポポ

車両番号だけです。

○委員

ですよね。そうすると、でも、車両の中で途中で乗りかえていることはないから、これだと3人しか動いていないみたいに見えるけれども、実際は3人か4人でしか動いていないように見えるのですけれども、いただいた資料だと。

だけれども6人が動いているのが見えるものがお出しいただけるということですよ。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

ありがとうございます。

○会長

そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○会長

そうしましたら、タンポポさんにつきましては、質問は出し切っていたということ、タンポポさんから資料の差しかえのものを送っていただいた上で、それを事務局の方から委員の皆様宛にその資料を送付させていただき、返信用のものを入れておきますので、協議について、今後、更新するということで了解されるのかどうなのかということ、事務局の方にお返しいただいて、その結果として、タンポポさんにその結論をお渡しする。協議が調うのであれば、それで次の手続を進めていただくという形にしたいと思います。

タンポポさんから早くお出しいただければ、こちらとしても事務局の方で速やかに手続を進めますので、なるべく早く資料を出していただいて、事務局の方に届きましたら、余り長い時間をちょっとかけたくないものですから、各委員の皆様宛に書類をお送りしてから事務局の方にお返しいただくまでの期間がちょっと短くなるかと思えますけれども、折り返しで返信していただくということをお願いしたいと思います。

その結論について、協議が調ったのかどうなのかというところについては、また改めて事務局の方から委員の皆様宛に、タンポポさんについては協議が調ったのかどうかは、次の会ということではなくて、改めてお知らせをするという形の手はずをとらせていただきたいと思えますが、そのようなやり方で委員の皆様はご了解いただけますでしょうか。

○委員

会長、質問なのですが。今日欠席の方もいらっしゃるの、議事録とか、そのやりとりについてを資料をつけた上で各委員さんには送っていただけるということでよろしいですか。今日のタンポポさんの分だけ、要約でいいので。

○副会長

なぜ再審査になっているかということだけを書いてやってもらえば、それでいいのではないですか。

○会長

全部のこの議事録をきれいに整えるのはちょっと難しいので、今回のタンポポさんとのやりとりの中で、なぜ差しかえ、追加の資料をいただくようになったのかというのは、ちょっと事務局の方でまとめてもらわないといけないと思えますので、要旨という形になるかと思えます。

○委員

そうですね。乗車人数が5人とかということについても、今日欠席した人は絶対ひっかかる場所なので、お願いしたいと思いますけれども。

○会長

そこについては、全体ということではなくて、今回、追加で差しかえになることについてのポイントを、皆さんにお渡しした方が、全部メモっているわけでもないと思えますので、全委員の方に一緒につけてお送りする。

全委員の方に、タンポポさんから送っていただいたものと今日のこの議論の要点をつけて、そこに協議についての皆様の意見を書いてもらうものと返信用の封筒をセットにしてお送りするという形で、なるべく早くと思えますので、タンポポさんの方もちょっとお持ち帰りいただいて、資料作成を早くやっていただければ、こちらの方もなるべく早く対応

いたしますので。

まだ更新までの時期、すごく急ぐということではなく、ちょっと余裕はあると思いますけれども、今日の議論が余り過去のものにならないうちに対応していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そのような形で皆様から進め方についてはご了解をいただいたというふうなことで次に進めさせていただきます。

(「通院移送センター タンポポ」退席)

5 その他

○会長

それでは、その他ですけれども、何か、皆様の方からほかにございますでしょうか。

○委員

先程、「事故があったら必ず期限内にしかるべき部署に報告する。重大事故であれば、更新期間に影響する。」という等の話が出ました。

事故は有償運送事業に重大な影響を与えること、および事故があったらルールに基づいて必ず報告すること、また、事故報告等のルールが徹底されないとならば有償運送の制度そのものの運営が成り立たないこともあり、この際、もう一度事業者（団体）に注意喚起し、ルールの周知徹底をすべきと考えますが如何でしょうか。

○会長

当たり前のことではありますがね、改めてということですね。はい。

○委員

ハンドブックをつくっていましたよね。その事故時も含めて、申請のとき、このタイミングで何をやるというのを練馬区がつくっていたはずなのですからけれども、それを再配布していただいて、特に問題点のところを指導していただくとか、もしくはこういうことであれば、更新のたびに各団体に一式渡していただいて、別の運営協議会ではそういうふうにつきんと一式渡して、そのたびにこういうことをやるのだよという、毎回のこととかを改めて再確認する資料を渡している運営協議会もあるので、今回のことを見ると、やっぱりそういう資料を毎回出すとかというふうに、ちょっと事務局の方も改善していただいた方がいいのではないかなというのと、あと、提出資料、3月末のを5月末までに運輸支局に報告したのを実績報告と一緒に運営協議会の事務局の方にお渡ししていますけれども、それがきちんとチェックがされてなかったから今回みたいなことが起こるので、提出して受け取って終わりというのではなくて、その内容についてはちゃんと事務局が内容を見ていただかないと困るかなというふうに思いますので、ちょっとそこは事務局さんがしっかりしていただきたいと思うのですけれども。

○会長

それはそのとおりなので、ちょっとこれからは事務局の内部でも検討させていただいて、それぞれの担っていただいている方たちへの周知啓発、あとは事務局の運営体制のあり方

についてもちょっと検討させていただいて、今のご意見を参考にさせていただきたいと思
います。

では、その他、皆様の方からご意見はございますでしょうか。

○副会長

では、私、一つ。別に意見というほどでもないのですけれども、この福祉の有償運送と
いうのは、ですから、社会的に非常に必要があつて制度としてできてきたものですから、
そして福祉の方で頑張っているらっしゃるので、今後もぜひ継続していただくというのは非
常に大切だと思うのですよね。

それに対して、タクシー業界の方は今日はいらしてないのかな、タクシー業界の方もい
らっしゃるので、当然、いろいろな社会の仕組みの中で、タクシー業界を圧迫するとか、
そういうご批判も当然あるので、その意味では、仕組みとして、きちんと毎回チェックを
受ける、いろいろな立場の方からチェックを受けるということで、この福祉有償運送のシ
ステムができていますものから、その辺をよくご理解いただいて、今後も大いに頑張っ
ていただきたいなというのが私の意見なので、よろしく願います。

○会長

副会長の方から激励の言葉が出ましたので、実際、頼りにしている患者さんはいっぱい
いますので、ぜひ更新できるような形で書類も整えていただいて、実際、運行もしていただ
きたいと思しますので、よろしく願います。

ほかの皆様からご意見がないようでしたら、事務局。

○事務局

次回の運営協議会についてです。

今回は、7月開催を予定しております。まだ詳細は決まっていないのですが、改めて日
程調整をしてご連絡させていただきます。当日は、二つの団体の更新登録などの協議を予
定しております。よろしく願います。

以上です。

○会長

では、これをもちまして第七期第2回福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。

本日はいろいろ有用な議論をいただきまして、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして散会といたします。ありがとうございました。